



令和2年度採用 尼崎市会計年度任用職員 募集案内

● 会計年度任用職員とは

会計年度任用職員とは、地方公務員法で定める一般職の非常勤職員です。

任期は1年(4月1日～翌3月31日)以内^(※1)と定められており、また、そのほか地方公務員法の規定^(※2)が様々適用されます。

※1 翌年度以降も職が設定され、勤務成績が良好の場合に限り、選考のうえ、任期終了後に再び(続けて)任用される場合があります。

※2 服務に関する規定(服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限等)や懲戒の規定などがあります。

● 会計年度任用職員の募集

本市では、会計年度任用職員の区分を、役割により「非常勤行政事務員」と「非常勤事務補助員」というものに分けており、このたび、下記のとおり募集を行います。

尼崎市会計年度任用職員(非常勤行政事務員)の募集

ジョブコーチ ～障害のある事務補助員の職場適応を図るため、
職場の環境づくりや実際に仕事を進めるうえでの支援等に関する
業務に従事する職員～

令和2年12月から障害のある人(身体障害者手帳もしくは精神障害者保健福祉手帳もしくは療育手帳の交付を受けている人)を会計年度任用職員(事務補助員)として一定期間任用することを予定しています。

上記事務補助員に対する業務内容の調整や仕事を進める上での支援及び職業生活相談等を行う行政事務員を次のとおり募集します。

1 応募受付期間

随時

2 応募条件

次の(1)～(4)の条件の全てを満たす方

- (1) 介護福祉士、実務者研修、介護職員初任者研修、サービス管理責任者、介護支援専門員、社会福祉士、社会福祉主事任用資格、保健師、精神保健福祉士、臨床心理士、障害者職業生活相談員のいずれかの資格を有する方で障害者の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における直接支援・相談支援などの業務において3年以上の実務経験を有する方(採用時点での要件充足で可)

- (2) Windows、Word、Excel 等のパソコンの基本的な操作ができる方
- (3) 採用時において 59 歳以下の方
- (4) 地方公務員法第16条各号の規定(欠格条項:下記参照)に該当しない方

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 尼崎市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

ウ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 応募方法

下記の書類(各1部)を能力開発支援担当まで持参または郵送ください。

- (1) 尼崎市会計年度任用職員(非常勤行政事務員)採用試験申込書
- (2) 応募条件(1)の免許等を有する又は勤務開始日までに取得見込みであることを証明する書類(写しで可)
 - ※ 取得見込みの方が合格となった場合は、取得後に改めて、応募条件(1)の免許等を有することを証明する書類の提出が必要となります。(原則、採用日までに提出)
- (3) 尼崎市会計年度任用職員(非常勤行政事務員)採用試験 受験票

4 採用予定日

令和2年11月1日

5 採用予定人数

1名

6 勤務条件

- (1) 任期

令和2年11月1日～令和3年3月31日

- (2) 条件付採用期間

採用日から1か月間

- (3) 勤務場所

〒660-0051 兵庫県尼崎市東七松町1丁目5-20(市政情報センター1階)

- (4) 職務内容

障害のある事務補助員に対する業務内容の調整、仕事を進めるうえでの支援、職業生活相談等

(ア) 障害の特性に応じた業務内容等に係る計画の立案と支援及び評価

(イ) 職業生活全般における相談・指導(障害のある正規職員からの相談などを含む)

(ウ) 電話対応、その他所属長が必要と認める業務

(5) 勤務時間

ア 始業時刻 午前9時

イ 終業時刻 午後5時30分

ウ 休憩時間 正午から午後1時まで

エ 勤務を要しない日等

(ア) 日曜日及び土曜日

(イ) 月曜日から金曜日までのうち1日 ※ 週4日(30時間)勤務

(ウ) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(エ) 年末年始(12月29日～翌1月3日)

オ その他 公務のため必要があると認めるときは、所定の勤務時間を超えて勤務時間を延長し、又は勤務を要しない日などに勤務させる場合あり

(6) 休暇等

年次休暇(有給)、夏季休暇(有給)、育児休業(無給)等の制度あり

(7) 給与等

ア 報酬月額 165,510円～176,650円

※年齢や年度により額が異なる給付体系となっています。

イ 通勤代 自宅から勤務場所までの徒歩による通勤距離が片道2km以上かつ交通機関又は交通用具の利用距離が片道1km以上の場合支給あり

ウ 期末手当 6月及び12月に支給(予定)

(8) 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険

適用あり

(9) 公務上の災害又は通勤による災害に対する補償

尼崎市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定に基づく補償の適用あり

7 採用試験

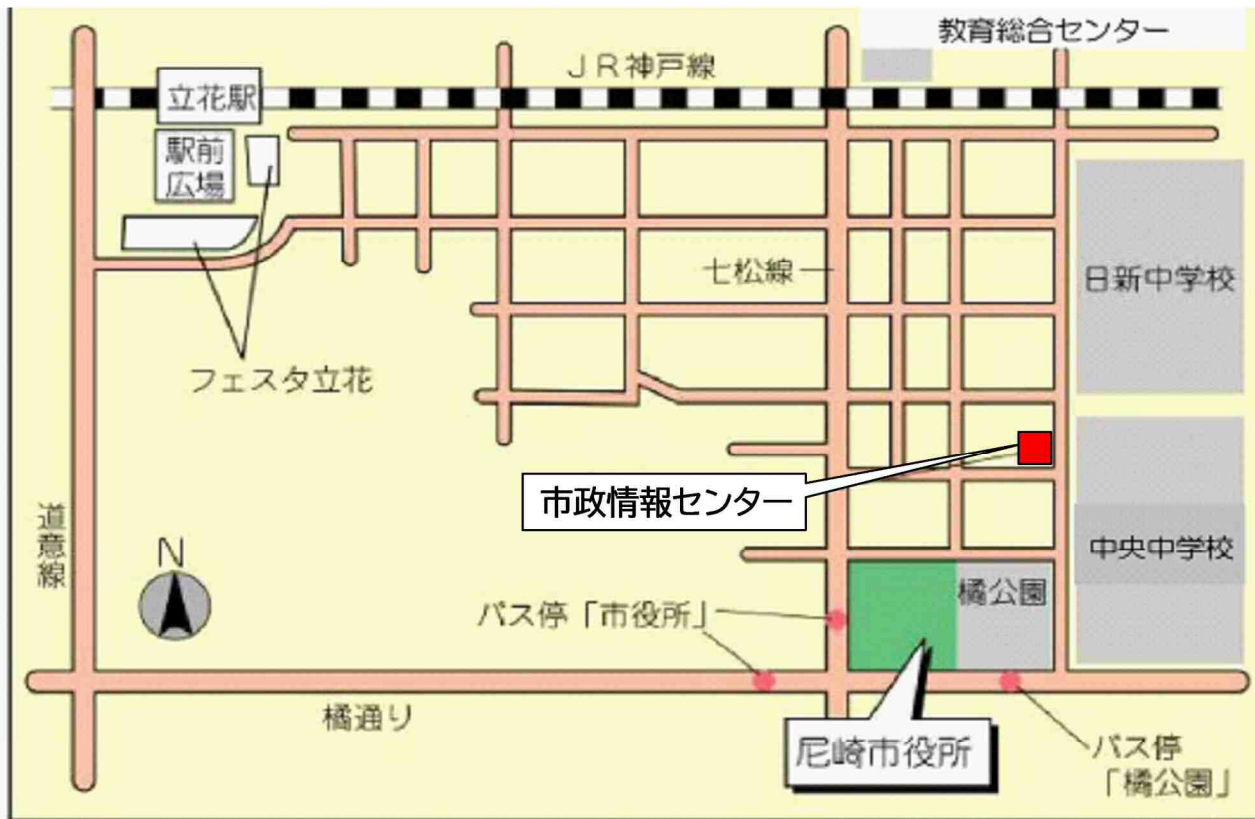
(1) 試験日 申し込み後、調整いたします。

(2) 試験場所 尼崎市東七松町1丁目5-20 尼崎市市政情報センター

(3) 持参品 受験票、筆記用具

(4) 試験内容 面接試験

(5) 結果発表 面接後速やかに行います。



8 留意事項

- (1) 受験に際しての提出書類は、いかなる理由があっても返却しません。
- (2) 応募書類に記載の個人情報については、尼崎市個人情報保護条例により保護され、採用事務以外の目的で利用することはありません。
- (3) 応募条件で求めている免許・資格を取得見込みの場合で採用日までにその免許・資格を取得できないときや、応募書類の記載事項の虚偽その他の不正があることが判明したときは、判明した時点で応募又は合格判定を取り消します。また、採用後にそうした事実が判明した場合は、厳正な処分の対象となります。
- (4) 合格者には、10月下旬に指定病院において健康診断を受診していただく予定です。

9 問い合わせ先(応募受付先)

尼崎市 総務局 人事管理部 能力開発支援担当

〒660-0051 兵庫県尼崎市東七松町1丁目5-20(市政情報センター1階)

電話:06-6415-6533、FAX:06-6415-8433

※ 上記以外の職種については、尼崎市のホームページで募集内容をご確認ください。
【尼崎市のホームページアドレス:<http://www.city.amagasaki.hyogo.jp>】
(トップページ > 市政情報 > 職員募集 > 会計年度任用職員の募集)